



環境経営レポート

活動期間： 2023年4月1日～2024年3月31日
対象範囲
事業活動： 自動車部品・電子部品の一般電気めっき及び無電解めっき及び電鍍めっきの加工
対象組織： 本社・清水工場
浜松工場



丸長鍍金株式会社
(第12版：2024年6月28日作成)

目次

1. 事業の概要	3
2. 環境経営方針	5
3. 環境経営目標とその実績	6
4. 主要な環境経営活動計画の内容 EA21認証取得後の省エネ投資等の実績	8
5. 環境経営活動の取組結果の評価	11
6. 次年度の取組内容	13
7. 環境関連法規等の遵守状況の確認 及び評価の結果並びに違反、訴訟等の有無	15
8. 代表者による全体の評価と見直し	19

1. 事業の概要

(1) 対象事業所名及び代表者名

丸長鍍金株式会社
代表取締役 瀧井 貞夫

(2) 所在地

本社・清水工場
〒424-0046 静岡県清水区西大曲町12番3号(代表住所)
TEL 054-366-336 FAX 054-365-3261
URL <http://www.marcho-g.co.jp>
浜松工場
〒435-0022 浜松市南区鶴見町1420
TEL 053-581-907 FAX 053-581-9071

(3) 環境管理責任者・担当者の氏名と連絡先

環境管理責任者(統括)	岡村 剛典
担当者	岡村 剛典
連絡先:	TEL:054-366-3361 FAX:054-365-3261
環境管理責任者(浜松)	櫻井 実
担当者	森 真
連絡先:	TEL:054-581-9070 FAX:053-581-9071

(4) 事業内容及び認証登録範囲

自動車部品・電子部品の一般電気めっき、無電解めっき及び電鍍めっきの加工

(5) 事業規模

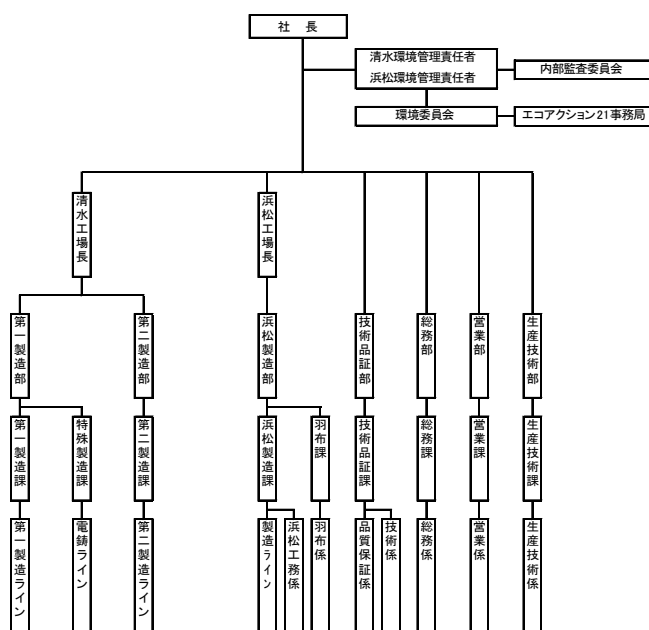
設立 1950年設立
資本金 1,000万円
従業員数 :143名(常勤役員・従業員)
 :26名(パートタイマー・アルバイトなど:延べ人員に調整、変動あり)
敷地面積 :3274㎡(清水工場) :4490.76㎡(浜松工場)
延床面積 :2744㎡(清水工場) :2510㎡(浜松工場)

(6) 事業沿革

昭和25年	(1950年)	清水市東大曲町7-21において創業
昭和28年	(1953年)	浜松市中島町459に浜松工場新設
昭和43年	(1968年)	株式会社となる。代表取締役に久慈直忠就任
昭和45年	(1970年)	清水市西大曲町12-3に第一工場建設
昭和60年	(1985年)	清水市東大曲町7-21に事務所、工場増築
平成10年	(1998年)	久慈直忠、代表取締役会長就任 久慈直太郎、代表取締役社長就任
平成16年	(2004年)	ISO9001:2000取得・その後ISO9001:2008に移行
平成18年	(2006年)	静岡県清水区西大曲町12-3に新社屋建
平成23年	(2011年)	エコアクション21 取得
平成25年	(2013年)	浜松市鶴見町1420に浜松工場新設 (旧浜松工場閉鎖)
平成30年	(2018年)	佐賀工場閉鎖
令和4年	(2022年)	代表取締役社長交代、瀧井 貞夫代表取締役社長就任

(7) 環境活動組織

1.実施体制図(2023.08～)



2.各自の役割・責任及び権限

①代表者

- ・ 環境方針の決定並びに見直し
- ・ 環境管理責任者の任命
- ・ 環境経営システムの構築、環境経営マニュアルの承認並びに見直し指示
- ・ 環境目標と環境活動計画の承認
- ・ 環境経営システムの構築・運用・維持に必要な経営資源の準備
- ・ 緊急事態発生時の統括
- ・ 内部環境監査員の選任、内部監査実施の指示と結果の確認
- ・ 代表者による全体の評価と見直し
- ・ 代表者による環境経営における課題とチャンスの明確化

②内部環境監査員

- ・ 内部監査の実施と報告
- ・ 監査内容の守秘義務

③環境管理責任者(次の事項に定められた役割・責任及び権限を、他の責任にかかわりなくもつ)

(浜松環境管理責任者は、環境管理責任者の指示のもと、浜松工場に関する下記の役割の一部を実施する)

- ・ 環境経営システムを確立し、実施・維持管理を継続的に運用
- ・ 環境方針、環境目標、環境活動計画の立案
- ・ 環境活動計画の推進状況把握と社長への報告
- ・ 該当環境関連法規等の把握と管理
- ・ 環境経営システムに関する規定類の整備
- ・ 環境関連教育、計画、訓練の実施
- ・ 緊急事態発生時の対応実施と報告
- ・ 問題点発生に対する是正及び予防処置の対応指導
- ・ 社長による環境経営システムの見直しのための情報を提供
- ・ 内部環境監査員の教育、内部環境監査計画の作成

④事務局

- ・ 環境委員会の開催及び運営
- ・ 環境管理責任者の補佐
- ・ 文書記録作成

⑤各部門管理者

- ・ 環境活動計画の推進

⑥環境委員会

- ・ 各部署の取り組み状況をチェックし、環境目標の達成に向けて従業員を指導
- ・ 各部署の環境負荷実績等を記録し取りまとめて、事務局に報告

2.環境経営方針

環 境 経 営 方 針

基 本 理 念

丸長鍍金株式会社は、深刻化する地球温暖化への対応や、有限な資源の有効利用が人類共通の重要課題と考えています。また、環境への適切な対応が企業の社会的責任であると認識しています。

めっき加工事業を通して、地球及び地域環境の保全、循環型社会の形成、資源の保護及び 汚染の予防に、全従業員で自主的、積極的に取り組みます。

行 動 指 針

1. 環境経営に積極的に取り組むために、環境経営マニュアルを策定し、環境への取り組みを継続的に進め、事業者の責務を体系的に遂行するシステムを構築します。
2. 環境への取り組みとして、次のことを環境目標にして継続的改善に取り組みます。
 - 1) 二酸化炭素排出量削減 (省エネルギー・省資源の推進)
 - 2) 廃棄物の削減、分別、リサイクルの推進
 - 3) 水使用量削減の推進
 - 4) 化学物質使用量削減の推進
 - 5) 独自の環境目標

作業の効率化
3. 『環境にやさしい工場づくり』を推進していきます。
4. 環境関連法規制等の遵守に努めます。
5. 従業員に環境方針を周知徹底すると共に、環境経営マニュアル、環境経営目標と活動計画、環境関連法規制等の教育・訓練、及び啓発活動の実施により、環境保全に関する意識の向上と活動推進に努めます。

2011年6月1日 制定
2021年7月19日 改訂

丸長鍍金株式会社

代表取締役 **瀧井 貞夫**

3. 環境経営目標とその実績

(1) 清水工場 実績及び中長期目標(売上(加工高)100万円当たりの指標)

環境経営目標項目		単位	推進部門 又は 推進担当者	基準値	目標値	2022年度 (4～3月)		2023年度 (432月)		2024年度 (4～3月)		2025年度 (4～4月)		2026年度 (4～5月)		2027年度 (4～6月)	
				2022年度 (4～3月)	実績値												
大項目	二酸化炭素排出削減 (省エネルギー)注1,2	Kg-CO2	総務部	1,035,945	実績値	1,035,945		1,107,938									
		Kg-CO2/ 売上(加工高)	総務部	1,134	目標値	－		1,123	1% ↓	1,112	2% ↓	1,100	3% ↓	1,089	4% ↓	1,078	5% ↓
					実績値	1,134	－	996	16% ↓								
中項目	電力消費量の削減 ※基準年同月比	KWH／ 売上(加工高)	総務部	1,863	目標値	－		1,844	1% ↓	1,826	2% ↓	1,807	3% ↓	1,788	4% ↓	1,770	5% ↓
					実績値	1,863	－	1,565	16% ↓								
	化石燃料消費量の削減 ※基準年同月比	L／ 売上(加工高)	営業部	12.2	目標値	－		12.1	1% ↓	12.0	2% ↓	11.8	3% ↓	11.7	4% ↓	11.6	5% ↓
					実績値	12.2	－	9.7	21% ↓								
	都市ガス消費量の削減 ※基準年同月比	m ³ ／ 売上(加工高)	総務部	115	目標値	－		114	1% ↓	113	2% ↓	112	3% ↓	111	4% ↓	110	5% ↓
					実績値	115	－	118	2% ↑								
大項目	廃棄物排出量削減	Kg／ 売上(加工高)	製造部	709	目標値	－		702	1% ↓	695	2% ↓	688	3% ↓	681	4% ↓	673	5% ↓
					実績値	709	－	571	19% ↓								
大項目	水使用量削減	m3／ 売上(加工高)	製造部	86.3	目標値	－		85.4	1% ↓	84.6	2% ↓	83.7	3% ↓	82.9	4% ↓	82.0	5% ↓
					実績値	86	－	73	14% ↓								
中項目	上水使用量削減	m3/ 売上(加工高)	製造部	28.8	目標値	－		28.5	1% ↓	28.2	2% ↓	27.9	3% ↓	27.64828	4% ↓	27.4	5% ↓
					実績値	29	－	37	30% ↑								
大項目	化学物質使用量削減	購入量kg/ 売上(加工高)	製造部	39.8	目標値	－		39.4	1% ↓	39.0	2% ↓	38.6	3% ↓	38.2	4% ↓	37.8	5% ↓
					実績値	40	－	40.3	1% ↑								
大項目	E.独自の環境目標 作業の効率化	総出勤時間h/ 売上(加工高)	製造部	124	目標値	－		123	1% ↓	122	2% ↓	120	3% ↓	119	4% ↓	118	5% ↓
					実績値	124	－	119	4% ↓								
売上(加工高)		単位:100万円	－	913	－	913		1,112									

注1: 二酸化炭素排出量は、電力、石油、都市ガス等の合計をKg-Co2で表記する。

注2: 電力実排出係数(中部電力ミライズ) : 2022年度(R4)実排出係数 0.459kg-CO2/KWH

注3: 実績値のレート枠が■は目標達成、■は目標未達成

注4: 2022年ニッケルクロムめっきライン新設 生産は来年以降

(2)浜松工場 実績及び中長期目標(売上高100万円当たりの指標)

環境経営目標項目		単位	推進部門 又は 推進担当者	基準値	目標値	2022年度 (4～3月)		2023年度 (4～3)		2024年度 (4～3月)		2025年度 (4～3月)		2026年度 (4～3月)		2027年度 (4～3月)	
				2022年度 (4～3月)	実績値												
大項目	二酸化炭素排出削減 (省エネルギー)注1,2	Kg-CO2 (実績)	浜松製造課	1153585	実績値	1,153,585		1,114,643									
		Kg-CO2／ 売上高M¥	浜松製造課	1354	目標値	－		1,340	1% ↓	1,327	2% ↓	1,313	3% ↓	1,300	4% ↓	1,286	5% ↓
					実績値	1,354	－	1,304	4% ↓	4%							
中項目	電力消費量の削減 ※基準年同月比	KWH／ 売上高M¥	浜松製造課	1920	目標値	－		1,901	1% ↓	1,882	2% ↓	1,862	3% ↓	1,843	4% ↓	1,824	5% ↓
					実績値	1,920	－	1,865	3% ↓	3%							
	化石燃料消費量の削減 ※基準年同月比	L／ 売上高M¥	浜松製造課	7.1	目標値	－		7.0	1% ↓	6.9	2% ↓	6.9	3% ↓	6.8	4% ↓	6.7	5% ↓
					実績値	7.1	－	3	60% ↓	60%							
	都市ガス消費量の削減 ※基準年同月比	m³／ 売上高M¥	浜松製造課	216	目標値	－		213	1% ↓	211	2% ↓	209	3% ↓	207	4% ↓	205	5% ↓
					実績値	216	－	205	5% ↓	5%							
大項目	廃棄物排出量削減	Kg／ 売上高M¥	浜松製造課	178	目標値	－		176	1% ↓	175	2% ↓	173	3% ↓	171	4% ↓	169	5% ↓
					実績値	178	－	144	19% ↓	19%							
大項目	水使用量削減	m3/ 売上高M¥	浜松製造課	50	目標値	－		49.6	1% ↓	49.1	2% ↓	48.6	3% ↓	48.1	4% ↓	47.6	5% ↓
					実績値	50.1	－	43	15% ↓	15%							
中項目	上水使用量削減	m3/ 売上(加工高)	製造部	4.9	目標値	－		4.8	1% ↓	4.8	2% ↓	4.7	3% ↓	4.7	4% ↓	4.6	5% ↓
					実績値	4.9	－	4.4	10% ↓	10%							
大項目	化学物質使用量削減	購入量kg／ 売上高M¥	浜松製造課	51	目標値	－		50.8	1% ↓	50.3	2% ↓	49.8	3% ↓	49.3	4% ↓	48.8	5% ↓
					実績値	51.3	－	54.2	6% ↑	－6%							
大項目	独自の環境目標 作業の効率化	総出勤時間h ／ 売上高M¥	浜松製造課	138	目標値	－		136	1% ↓	135	2% ↓	134	3% ↓	132	4% ↓	131	5% ↓
					実績値	138	－	140	1% ↑	－1%							
売上(加工高)		M¥	－	852.1	－	852		855									

注1: 二酸化炭素排出量は、電力、石油、都市ガス等の合計をKg-CO2で表記する。

注2: 電力実排出係数(中部電力ミライズ) :2022年度実排出係数 0.459kg-CO2/KWH

注3: 実績値のレート枠が■は目標達成、■は目標未達成

4 主要な環境経営活動計画の内容(清水工場)

環境経営目標・環境経営活動計画の項目と具体的手段		推進部門又 推進担当者		ベース(2022)	2023年度											注3	
				年集計	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	評価
大項目	A.二酸化炭素排出削減(6%減) (kg-CO2/売上(加工高)(単位:100万円))	総務部	目標値	1,123	1,123											-	
			実績値	996	1,158	1,277	1,043	1,004	947	822	855	813	976	1,263	986	1,049	◎
中項目	A-1.電力消費量の削減(6%減) (使用量KWH/売上(加工高)(単位:100万円))	総務部	目標値	1,844	1,844											-	
			実績値	1,565	1,955	2,042	1,660	1,611	1,609	1,319	1,317	1,267	1,441	1,930	1,502	1,564	◎
取り組み	1. デマンドコントローラーにて、2工場の電力使用量を測定・削減管理	製造部	第1目標電力	195	195											-	
			第1最大電力	245	165	177	174	193	163	172	179	187	209	243	245	245	△
			第1契約電力最大	245	165	177	177	193	193	193	193	193	209	243	245	245	-
			第2目標電力	230	230											-	
			第2最大電力	228	219	203	206	206	207	214	212	215	218	222	228	220	◎
			第2契約電力最大	242	242	242	242	242	242	242	242	242	242	242	242	242	228
中項目	A-2.化石燃料消費量の削減(6%減) (使用量L/売上(加工高)(単位:100万円))	営業部	目標値	12	12											-	
			実績値	10	11	14	12	14	8	8	9	6	11	11	6	10	◎
中項目	A-3.都市ガス消費量の削減(6%減) (m³/売上(加工高)(単位:100万円))	総務部	目標値	114												-	
			実績値	118	108	141	117	107	87	91	106	101	133	162	130	142	○
大項目	B.廃棄物排出量削減(6%減) (廃棄物Kg/売上(加工高)(単位:100万円))	総務部	目標値	702	701.8											-	
			実績値	571	711	605	716	636	696	623	505	538	651	491	390	384	◎
取組	2.不良削減(不良数/生産量) 前年比20%減 第一製造部主要5品目 不良率 %	製造部	目標値	0.10	0.10											-	
			実績値	0.190	0.28	0.07	0.64	0.04	0.17	0.02	0.04	0.02	0.16	0.15	0.18	0.48	△
	2.不良削減(不良数/生産量) 前年比20%減 第二製造部 インジェクタ部品 膜厚不良率 %	製造部	目標値	1.81	1.81											-	
			実績値	2.00	1.30	1.66	1.64	2.17	2.66	1.90	1.65	1.92	3.25	1.97	2.30	1.59	○
	3.廃プラのリサイクル(専門業者買取) (重量Kg/売上(加工高)(単位:100万円))	生技保全部	目標値		-											-	
			実績値	58	148	23	44	104	1	49	96	52	43	0	104	35	-
	目標値		-	-											-		
	実績値		80	154	92	74	71	90	78	67	83	62	76	56	62	-	
目標値	-		-											-			
実績値	142		411	0	523	0	0	0	296	136	0	340	0	0	-		
大項目	C.水使用量削減(6%減) (排水量t/売上(加工高)(単位:100万円))	製造部	目標値	85	85											-	
			実績値	73	28	88	90	65	37	69	82	66	80	100	94	77	◎
取組	6.上水使用量削減 ライン毎に水使用量の把握 (使用量m³/売上(加工高)(単位:100万円))	製造部	目標値	29	29											-	
			実績値	37	24	54	42	37	37	43	38	33	37	44	35	32	△
大項目	D.化学物質使用量削減(6%減)	製造部	目標値	39	39											-	
取組	7.薬品使用料の削減 (薬品購入量kg/売上(加工高)(単位:100万円))		実績値	40	81	128	25	43	30	30	31	31	30	40	29	27	○
大項目	E.独自の環境目標	製造部	目標値	123	123											-	
取組	8.作業の効率化(5%減) (総出勤時間h/生産量(単位:100万円))		実績	119	130	165	143	136	130	121	103	99	109	117	102	105	◎
売上(加工高)(単位:100万円)		基準年度	-	913	76											-	
		今年度	実績	1,112	81	63	82	84	84	99	112	118	104	81	104	99	-

注1:環境活動評価表の年度末評価をまとめて記号で表記する。達成は、◎ ほぼ達成は、○ 未達は、△ 印で表記する。

4 主要な環境経営活動計画の内容（浜松工場）

環境経営目標・環境経営活動計画の項目と具体的手段			推進部門 又推進担当者		ベース(2022)	2023年度												注3
				年累計	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年度末評価	
大項目	A.二酸化炭素排出削減(8%減) (kg-CO2/売上高M¥)	全浜松	目標値	1,340	1,340												-	
			実績値	1,304	1,720	1,441	1,144	1,339	1,358	1,133	1,168	1,239	1,258	1,477	1,252	1,315	◎	
中項目	A-1.電力消費量の削減(6%減) (KWH/売上高M¥) (月毎の目標値)	全浜松	目標値	1,901	1,901												-	
			実績値	1,865	2,487	2,088	1,582	1,965	2,128	1,654	1,683	1,740	1,793	2,153	1,619	1,800	◎	
中項目	A-2.化石燃料消費量の削減(6%減) (L/売上高M¥)	全浜松	目標値	7.0	7.0												-	
			実績値	2.8	3.9	2.9	3.0	2.9	2.5	3.4	2.6	2.1	2.1	3.7	2.5	2.5	◎	
中項目	A-3.都市ガス消費量の削減(月毎の目標値) (㎡/売上高M¥) (6%減)	全浜松	目標値	213	213												-	
			実績値	205	263	220	190	199	174	169	180	202	199	222	233	224	◎	
具体的手段	1.太陽光発電(kg-CO2/売上高M¥)	全浜松	目標値	-	-												-	
			実績値	167	222	245	175	198	274	176	138	128	94	116	115	120	-	
大項目	B.廃棄物排出量削減(8%減) (廃棄物Kg/売上高M¥)	全浜松	目標値	176	176												-	
			実績値	144	186	189	127	130	149	120	121	168	130	167	135	128	◎	
具体的手段	0.不良率削減 リム・ハウジング不良品削減 (不良数/生産数)	全浜松	目標値	2.7%	-												-	
			実績値	5.8%	3.8%	3.5%	6.0%	2.8%	5.0%	3.8%	1.7%	1.9%	3.8%	19.1%	4.8%	13.2%	◎	
	1.不良率削減 シェード不良品削減 (不良数/生産数)	全浜松	目標値	1.2%	-												-	
			実績値	0.9%	1.2%	1.1%	1.0%	0.6%	0.8%	1.0%	0.8%	0.9%	0.6%	1.1%	0.9%	1.5%	◎	
	2.不良率削減 扉不良品削減 (不良数/生産数)	全浜松	目標値	1.3%	-												-	
			実績値	0.7%	1.0%	1.0%	0.6%	0.7%	0.7%	0.7%	0.4%	0.7%	0.8%	0.5%	0.6%	0.5%	◎	
大項目	C.水使用量削減(6%減) (㎡/売上高M¥)	全浜松	目標値	44	44.0												-	
			実績値	43	54	45	42	44	44	39	39	40	42	42	44	41	◎	
取組	4.上水使用量削減 (使用量㎡/売上(加工高)(単位:100万円))	全浜松	目標値	4.8	5												-	
			実績値	4.4	6.3	6.1	4.0	4.3	4.3	3.5	3.5	3.6	4.2	5.3	4.5	4.4	◎	
大項目	D.化学物質使用量削減(6%減)	全浜松	目標値	51	50.8												-	
			実績値	54	79	64	41	61	50	53	54	52	44	55	53	51	△	
大項目	E.独自の環境目標	全浜松	目標値	136	136.5												-	
			実績値	140	164	145	140	142	145	134	133	132	130	135	143	143	△	
売上(加工高)(M¥)			基準年度	-	852.1	71.01												-
			今年度	実績	854.6	57	59	74	69	64	78	84	82	79	63	71	74	-

注1:環境活動評価表の年度末評価をまとめて記号で表記する。達成は、◎ ほぼ達成は、○ 未達は、△ 印で表記する。

4 主要な環境経営活動計画の内容(地域貢献活動)

周辺地域清掃



とくべつなおしごとフェア

めっきのおしごと体験会
ま・あ・る

静岡市は2月3日、静岡市子どもクリエイティブタウンま・あ・るで、租税教育の一環として「子どもお仕事体験フェア」を開催した。写真。

「ま・あ・る」は、静岡市が設置した仕事体験やものづくりを通して「税金の大切さがわかる」といった感想が寄せられた。

当日は、会員企業の協力の下、子どもたちが「非破壊検査の仕事」「メッキの仕事」「昼の仕事」を体験し、体験した報酬として施設内の通貨を受け取った後、税務署のブースで税金の使われ方などを学習した上で、自らが申告書の作成を報酬の一部を納税する体験をした。

子どもたちからは、「いろいろな仕事を体験できて楽しかった」「税金の大切さがわかった」といった感想が寄せられた。

エコアクション21 2023度 取り組み

環境目標 大項目	環境目標 中項目（使用量の削減等）	環境活動計画と具体的手段	2022年度の改善取り組み	
二酸化炭素排出削減	電気使用量削減 都市ガス使用量削減	・不要電灯の消灯 ・生産効率の改善 ・業務効率の改善 ・省エネルギー活動など ・生産効率低下防止	全体	不要電灯の消灯
			全体	ライントラブルの改善
			全体	改善報告書 189件
			全体	エアコンの効率運用
廃棄物排出量削減	・廃棄物の削減	・不良品数の削減 ・廃液量の削減 ・購入量削減	清水 製造	生産条件の改善による不良率削減
			清水 総務	文房具購入量削減
			清水 生産技術	金属の有価買取
			清水 生産技術	ダンボール、古紙のリサイクル回収(リサイクル類)
			浜松工場	イオン交換塔交換頻度延長
			清水 製造	輸入材の無駄な梱包資材の削減
			浜松工場	スラッジの有価買取
			清水 製造	備品購入量の削減
水使用量(排水量)の削減	上水使用量削減 井戸水使用量削減	・水洗水のリサイクル	浜松工場	水洗水をイオン交換塔にとうして水洗水として再利用
			清水 製造	回収水の再利用
化学物質使用量削減	化学物質使用量削減		全体	処理液更新頻度見直し
地域社会貢献活動	地域社会貢献活動	会社周囲清掃 各種イベントへの参加	全体	会社周辺清掃
				会社周辺草刈り
				めっきしごと体験会実施

5 環境経営活動の取組結果の評価(清水工場)

部門名	清水製造部	推進担当者:	杉山、山田
環境経営活動計画の項目 注1	2023年4月～2024年3月		
電力消費量の削減	達成状況と対応(推進担当者): 削減目標-1%に対して-16%削減 目標達成		
	コメント又は是正指示(環責): 生産数増加に対応した作業効率の改善が来ています		
化石燃料消費量の削減	達成状況と今後の対応(推進担当者): 削減目標-1%に対して-21%削減 目標達成		
	コメント又は是正指示(環責): 生産数増加に対応した作業効率の改善が来ています		
都市ガス消費量の削減	達成状況と今後の対応(推進担当者): 削減目標-1%に対して+2%増化 目標未達成		
	新ライン(ニッケルサチライト)稼働準備により消費量が上昇 コメント又は是正指示(環責): 売上22%UPに対して都市ガス使用量が24%UPしています。 新ライン本格稼働に向けて運用の効率化が必要です		
廃棄物の削減	達成状況と今後の対応(推進担当者): 削減目標-1%に対して-19%削減 目標達成		
	コメント又は是正指示(環責): 廃棄物の排出量削減が来ています		
水使用量の削減	達成状況と今後の対応(推進担当者): 削減目標-1%に対して-14%削減 目標達成		
	8月に井戸ポンプ故障により一時市水の使用量が増加 新ライン(ニッケルサチライト)稼働準備により消費量が上昇 コメント又は是正指示(環責): 売上22%UPに対して水使用量が3%UPしています。 水の使用量の削減が来ています		
化学物質使用量削減	達成状況と今後の対応(推進担当者): 削減目標-1%に対して+1%増化 目標未達成		
	新ライン(ニッケルサチライト)稼働準備により消費量が上昇 コメント又は是正指示(環責): 売上22%UPに対して水使用量が23%UPしています。 新ライン本格稼働に向けて運用の効率化が必要です		
独自の環境基準値 作業の効率化	達成状況と今後の対応(推進担当者): 削減目標-1%に対して-4%削減 目標達成		
	コメント又は是正指示(環責): 作業の効率化が来ています。		
印	社長承認	瀧井	環境管理責任者確認サイン 岡村

注1: 部門毎又は推進担当者毎に「環境活動計画の項目」をまとめて列挙する。(付表は、部門又は担当者毎に別になる)
中項目毎又は達成手段毎でも、まとめ易い項目にする

5 環境経営活動の取組結果の評価（浜松工場）

部門名	浜松製造部	推進担当者:	櫻井	
環境経営活動計画の項目 注1	2023年4月～2024年3月			
電力消費量の削減	達成状況と対応（推進担当者）： 削減目標-1%に対して-3%削減 目標達成			
	コメント又は是正指示（環責）： 作業効率が改善出来ています			
化石燃料消費量の削減	達成状況と今後の対応（推進担当者）： 削減目標-1%に対して-60%削減 目標達成			
	コメント又は是正指示（環責）： 作業効率が改善出来ています			
都市ガス消費量の削減	達成状況と今後の対応（推進担当者）： 削減目標-1%に対して-5%削減 目標達成			
	コメント又は是正指示（環責）： 作業効率が改善出来ています			
廃棄物の削減	達成状況と今後の対応（推進担当者）： 削減目標-1%に対して-19%削減 目標達成			
	コメント又は是正指示（環責）： 廃棄物の削減が出来ています。			
水使用量の削減	達成状況と今後の対応（推進担当者）： 削減目標-1%に対して-10%削減 目標達成			
	コメント又は是正指示（環責）： 作業効率が改善出来ています			
化学物質使用量の削減	達成状況と今後の対応（推進担当者）： 削減目標-1%に対して+6%増加 目標未達成			
	コメント又は是正指示（環責）： 売上高+0.3%に対して化学物質の使用量が+6%増加しています 化学薬品を効率よく使用する必要が有ります			
独自の環境目標 作業の効率化	達成状況と今後の対応（推進担当者）： 削減目標-1%に対して+1%増加 目標未達成			
	コメント又は是正指示（環責）： 売上高+0.3%に対して総作業時間が+2%増加しています 作業の効率化が必要です			
印	社長承認	瀧井	環境管理責任者確認サイン	岡村

注1：部門毎又は推進担当者毎に「環境活動計画の項目」をまとめて列挙する。（付表は、部門又は担当者毎に別になる）
中項目毎又は達成手段毎でも、まとめ易い項目にする

6 次年度の取組内容(清水工場)

環境目標・環境活動計画の項目	
大項目	A. 二酸化炭素排出削減(kg-CO2/生産高(100万円))
中項目	A-1. 電力消費量の削減(使用量KWH/生産高(100万円))
中項目	A-2. 化石燃料消費量の削減(基準年同月比)(L/生産高(100万円)) トラック等の配送の効率化
中項目	A-3. 都市ガス消費量削減(基準年同月比)(L/生産高(100万円))
具体的 達成手段	新規製造ライン新設(ニッケルクロムめっき)生産効率の改善 電気ヒーターによる加温をボイラーに変更を検討
大項目	B. 廃棄物排出量削減(Kg/生産高(100万円))
具体的 達成手段	不良率削減による製品の廃棄量削減 廃液を自社内で処理 水洗水の再利用による廃液の削減。 スラッジの有価買取
大項目	C. 水使用量削減
具体的 達成手段	ライン毎に水使用量の把握(流量計設置)
大項目	D. 化学物質使用量削減(購入量Kg/生産高(100万円))
具体的 達成手段	各ライン前処理薬品使用量削減 更新頻度の見直しによる液の長寿命化
環境目標	人員配置及び作業の効率化 新規受注により生産効率UP 新規稼働ラインの効率的運用

6 次年度の取組内容（浜松工場）

環境目標・環境活動計画の項目	
大項目	A. 二酸化炭素排出削減(kg-CO2/売上高M¥)
中項目	A-1. 電力消費量の削減(使用量KWH/売上高M¥)
中項目	A-2. 化石燃料消費量の削減(基準年同月比)(L/売上高M¥)
中項目	A-3. 都市ガス消費量削減(基準年同月比)(L/売上高M¥)
具体的 達成手段	生産性向上による作業時間削減により電気及びガスの使用量の削減
大項目	B. 廃棄物排出量削減(Kg/売上高M¥)
具体的 達成手段	不良率削減による製品の廃棄量削減。 業者引き取り回数削減
大項目	C. 水使用量削減
具体的 達成手段	6.流量計設置による使用状況の把握
	リサイクル水の比率拡大
大項目	D. 化学物質使用量削減(購入量Kg/売上高M¥)
具体的 達成手段	8. 更新頻度見直しによる液の長寿命化
環境目標	人員配置及び作業の効率化を進めます

7 環境関連法規等の遵守状況の確認及び評価の結果並びに違反、訴訟等の有無（清水工場）

No	適用法規等	規制事項・基準及び測定頻度等	該当設備・適用事項等	遵守状況確認 2023年4月1日	備考(△・×に関するコメント等)
1	大気汚染防止法	ばい煙発生施設(法2条2項)	第1工場:ガス型小型ボイラー1基 第2工場:ガス型小型ボイラー1基	該当なし	
2	水質汚濁防止法	有害物質使用特定施設(法2 ②⑦、法5 ①) 特定施設(令1、別表1、六十六)の届出 有害物質(令2) 排水基準に適合(法3①、12①、排水基準省令、別表第1) 水質測定と記録の保存(法14-1項、規9条) 事故により有害物質等の排出時応急措置及び届出(法14の2) H24.6改正水濁法に伴う点検及び記録(3年間保存)	電気めっき施設 有害物質:シアン化合物 六価クロム化合物	○	
3	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律	公害防止統括者(資格不要)の届出(法3の3) 公害防止管理者(法4の3)の届出 水質関係有害物質発生施設(排水量平均1万m ³ /Dで区分) 公害防止管理者代理者(法6)の届出	電気めっき施設 有害物質:シアン化合物 六価クロム化合物 (排水量1万m ³ /D以下)	○	
4	下水道法	特定施設(法12の3、規8、9) 特定施設からの排水を下水道に排出せず、除害施設経由で公共河川に排出している場合の下水道法の届出などは不要(下水道部下水道維持課に確認)	第1工場:下水道(但し排水処理施設の排出、水は公共用水域) 第2工場:下水道なし 第3工場:下水道 特定施設なし	○	
5	浄化槽法	*新設置後水質検査(法7条令4条) 定期水質検査(法11条) 年1回 保守点検(法8条)回数は令による 清掃(法9条)1回/年	第2工場:合併 30人槽	○	
6	・騒音規制法 ・静岡県生活環境の保全等に関する条例	・騒音規制法 *特定施設(法2条令1条別表1)の届出 空気圧縮機・送風機(7.5Kw以上) ・ 静岡県生活環境の保全等に関する条例 空気圧縮機・送風機(3.75Kw以上) 注:より厳しい規制条件が適応される。 *届出(法6)	第1工場:コンプレッサー 7.5kw 1台、7.5kw以下5台 送風機7.5kw以上3台 第2工場:コンプレッサー 11kw 1台、7.5kw 2台、 7.5kw以下2台 送風機7.5kw 以上2台	○	
7	静岡市告示30号	規制遵守(法5条) 地域指定と規制値 地域指定;第4種区域規制値;昼間:70dB、朝・夕:65dB、夜間:60dB	-	○	
8	振動規制法	特定施設;(法6、令1、別表1) 圧縮機(7.5KW以上)	第1工場:コンプレッサー 7.5kw 1台、7.5kw以下5台 送風機7.5kw以上3台 第2工場:コンプレッサー 11kw 1台、7.5kw 2台、 7.5kw以下2台 送風機7.5kw 以上2台	○	
9	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (廃棄物処理法)	《産業廃棄物》事業者による廃棄物の適正処理(法3条) 収集運搬及び処分の委託(法12③④) 管理表(マニフェスト伝票)の適正管理(法12条の3) 管理表に関する報告書の提出(法12条の6)	廃プラ、廃フィルター、カートリッジ、 活性炭	○	
		《特別管理産業廃棄物》(法2⑤、令2の4 別表1～3) 保管基準(法12の2、規8の13) 収集運搬及び処分の委託(法12の2③④) 管理責任者の設置(法12の2⑥⑦、規8の17)(静岡市届出不要) 帳簿の整備(法12⑪・12の2⑫ 規8の5・8の18) *特別管理産業廃棄物とは 廃油(引火点70℃以下)、廃酸(PH2.0以下)廃アルカリ(PH12.5以上) *特定有害産業廃棄物とは 以下の物質を含む廃酸廃アルカリ及び汚泥等(鉛及びその化合物、六価クロム化合物、シアン化合物等)	廃強酸、廃クロム、廃アルカリ、 廃酸、汚泥、スラッジ	○	
		《事業系一般廃棄物》	市の処分場へ出す廃棄物 事業系一般廃棄物・資源リサイクル;廃新聞紙、コピー用紙、軍手、ダンボール、ビン、缶、PETなど	○	
		廃棄物置場の管理(法12条2項、規8条)	「産業廃棄物保管場所」表示	○	
10	市産業廃棄物の適正な処理に関する条例(H21. 10. 1施行)	産業廃棄物管理責任者の選任 委託業者先の実地確認 契約時、及び継続は1回/年以上	産業廃棄物全般	○	
11	土壌汚染対策法	有害物質使用特定施設を廃止する場合は、土地の汚染状況を調査、報告(法3) 但し、その土地を継続使用する場合は、「ただし書きの確認」を申請すれば免除(規12)	電気めっき施設 第2種特定有害物質: 六価クロム化合物、 シアン化合物	当期間該当なし	
12	消防法	静岡市火災予防条例(66条) 少量危険物の貯蔵・取扱いの届出;表示版設置 (指定数量未満、1/5以上)灯油;1KL未満200L以上)	No2工場、ストーブ用の灯油 (200L以下で使用)	少量危険物には該当しない	

No	適用法規等	規制事項・基準及び測定頻度等	該当設備・適用事項等	遵守状況確認 2023年4月1日	備考(△・×に関するコメント等)
13	PRTR法	第1種指定化学物質等取扱事業者(法2⑤、令3,4) (1トン/年以上、特定0.5トン/年以上、従業員21人以上) 第1種指定化学物質(令1、別表1、H21.10.01追加) 特定第1種指定化学物質(令4、ロ) 第2種指定化学物質(令2、別表2、H21.10.01追加) *第1種指定化学物質の排出量などの届出(法5②、規 5,6) *事業者は、物質を譲渡時にMSDSを提供(法14①②、MSDS省令2～6)	クロム及び3価クロム化合物 (68)、6価クロム化合物(69)、 ニッケル(231)、ニッケル化合物 (232)等 (PRTR購入量調査表参照) 新規購入時MSDSを受領し、 情報として利用	○	
14	PCB廃棄物 特別措置法	PCB含有使用済み変圧器などに適用 状況等届出書(年1回:4月～5月末まで)	高圧コンデンサー30K、20K 2台	○	処理手配 済み
15	毒物及び劇物取 締法	業務上取扱者の届出(届出業者) (法22①② 令41、42、規13の12、規18、別記様式18)電気めっき業などが該 当 (非届業者も含む) 毒・劇物物の盗難・紛失・飛散等の防止措置(法11、22④) 毒・劇物の廃棄方法の基準(法15の2)	無機シアン化合物たる毒物 (青化剤、青化第一錫)多種 の毒劇物・薬品などを使用し ている。管理方法及び廃棄に ついて順法が必要。法令薬品 別台帳参照	○	
16	エネルギーの使用の 合理化に関する法 律(省エネルギー法)	第2種特定事業者(令2)(2010.04.01から事業者ベース) エネルギー使用量(電力、石油、LNGなど)が原油換算 で1500KL以上3000KL未満/年	静岡、浜松 合計で1100KL以 下	該当なし	
17	フロン排出抑制法	業務用エアコン、冷凍機の整備時・廃棄時(法4条、法19条の3) 工程管理制度(マニフェスト:回収依頼書、委託確認書など)の実施(法19の3① ②) ----- すべての業務用冷凍・空調機器(第1種特定機器)を対象に、簡易点検を実 施(3か月以上1回以上) 定期点検:エアコン7.5kw以上3年に1回以上	業務用クーラー、クーラー 業務用空調機 冷媒としてフロン使用機器 フロン使用の圧縮機 ----- 簡易点検実施	○	
18	家電リサイクル法	特定家庭用機器(エアコン、TV、冷蔵庫、洗濯機)(法2条令1条) 廃棄時;適切な引渡し・料金支払い(法6条)と管理票受領(法43条)	エアコン、TV、冷蔵庫、洗濯機 ----- 廃棄時に対応	本年度該当 なし	
19	静岡県地下水の 採取に関する条 例	条例6条 設備設置届出 揚水量届出(毎年2月末に届出) 「静岡市でも県条例が適用される」	第1工場で取水 届出平均採取量350m ³ /日 口径100mm 能力0.6m ³ /分	○	
20	労働安全衛生法 (労安法) (注意;この一 覧表では、すべ ての労安法関連 の全てをカバー していないので 対応時は法令を 再確認のこと)	衛生管理者の選任(常時50人以上の事業所) (法12条、令4条、規7) 作業環境測定(法65) (令21、別表33、一・二) 特化則関連(特化則 36①) (令21、別表6-2、有機則1二・六)有機則関連	特化則、有機則作業主任者 が必要な作業職場で測定が 必要(業者委託も可能)	○	
		特定化学物質障害予防規則(特化則) 特定化学物質作業主任者の選任(法14、令6 十八、特化則27、別表3) 管理全般(特化則27条～38条)	特化物(別表3)を製造又 は取扱う作業(除く試験研 究)で選任 記録、保存、掲示など規制 あり 「クロム酸等」の測定記録は 30年保存(特化則36) 特別管理物質:「クロム酸 等」の作業場には掲示版を (特化則38の3)	○	
		有機溶剤中毒予防規則(有機則) 有機溶剤作業主任者の選任(法14、令6 二十二、有機則19、別表6の2、規2,3) 管理と測定(有機則19条～28条)	有機溶剤(別表6の2.5%以 上)を製造又は取扱う屋内 作業場等での作業 (但し許容消費量以上が対 象で適用の除外がある有機 則19、有機則2,3条の1項) 選任、記録、掲示など規制 あり掲示;有機則24,25)	○	
		化学物質等の有害性等の通知制度(SDS通知制度) (法57の2、令18の2、別表9) *提供者は相手方にSDSを通知する (化学物質購入者がSDSを要求するのが良い) *通知されたSDSは、作業者の見やすい 場所に掲示又は備え付けること等により取扱 う労働者に周知する。(法101)	別表9(1%以上)及び別表 3の1の物質(該当物質が多 いので化学物質を購入時、 購入業者にSDSの要否を確 認するのが良い)	○	
21	悪臭防止法	静岡市告示153号 臭気指数10以下	アソエア水	○	
22	RoHS指令 (SOC4物質) REACH規則	顧客からの要望により対応する。	-	○	

※環境関連法規等の遵守状況の確認及び評価の結果は、環境経営マニュアルに従い環境法規制等一覧表にて実施し、問題はありませんでした。(2021.4.1 実施:篠原)

※遵守状況: ○適切 △ 一部は正要 ×是正要 --当期間該当なし 又は 必要に応じ内容を記載する

※違反、訴訟等の有無は、関係機関からの指摘、利害関係者からの訴訟も過去3年間ありませんでした。

7 環境関連法規等の遵守状況の確認及び評価の結果並びに違反、訴訟等の有無（浜松工場）

No	適用法規等	規制事項・基準及び測定頻度等	該当設備・適用事項等	遵守状況確認 2023年4月1 日	備考(△・×に 関するコメント 等)
1	大気汚染防止法	ばい煙発生施設(法2条2項)	簡易ボイラー2基	該当なし	
2	水質汚濁防止法	有害物質使用特定施設(法2 ②⑦、法5 ①) 特定施設(令1、別表1、六十六)の届出 有害物質(令2) 排水基準に適合(法3①、12①)、排水基準省令、別表第1) 水質測定と記録の保存(法14-1項、規9条) 事故により有害物質等の排出時応急措置及び届出(法14の2) H24.6改正水濁法に伴う点検及び記録(3年間保存)	電気めっき施設 有害物質:六価クロム化合物	○	
3	特定工場における 公害防止組織の整 備に関する法律	公害防止統括者(資格不要)の届出(法3の3) 公害防止管理者(法4の3)の届出 水質関係有害物質発生施設(排水量平均1万m ³ /Dで区分) 公害防止管理者代理者(法6)の届出	電気めっき施設 有害物質:六価クロム化合物 (排水量1万m ³ /D以下)	○	
4	浄化槽法	*新設置後水質検査(法7条令4条) 定期水質検査(法11条)年1回 保守点検(法8条)回数は令による 清掃(法9条)1回/年	合併 30人槽	○	
5	・騒音規制法 ・静岡県生活環境 の保全等に関する 条例	・騒音規制法 *特定施設(法2条令1条別表1)の届出 空気圧縮機・送風機(7.5KW以上) ・静岡県生活環境の保全等に関する条例 空気圧縮機・送風機(3.75KW以上) 注:より厳しい規制条件が適応される。 *届出(法6)	コンプレッサー 5.5kw、 送風機11kw以上 集塵機7.5KW	○	
6	浜松市告示	規制遵守(法5条) 地域指定と規制値 地域指定;第4種区域規制値;昼間: 70dB、朝・夕:65dB、夜間:60dB	-	○	
7	振動規制法	特定施設;(法6、令1、別表1) 圧縮機(7.5KW以上)	コンプレッサー 5.5kw、 送風機11kw以上 集塵機7.5KW 冷凍機:7.5KW	○	
8	廃棄物の処理及び 清掃に関する法律 (廃棄物処理法)	《産業廃棄物》事業者による廃棄物の適正処理(法3条) 収集運搬及び処分の委託(法12③④) 管理表(マニフェスト伝票)の適正管理(法12条の3) 管理表に関する報告書の提出(法12条の6)	廃プラ、廃フィルター、カートリッジ、 活性炭、排水汚泥、スラッジ	○	
		《特別管理産業廃棄物》(法2⑤、令2の4 別表1~3) 保管基準(法12の2、規8の13) 収集運搬及び処分の委託(法12の2③④) 管理責任者の設置(法12の2⑥⑦、規8の17) 帳簿の整備(法12⑪・12の2⑫ 規8の5・8の18) *特別管理産業廃棄物とは 廃油(引火点70℃以下)、廃酸(PH2.0以下)廃アルカリ(PH12.5以上) *特定有害産業廃棄物とは 以下の物質を含む廃酸廃アルカリ及び汚泥等(鉛及びその化合物、六価クロム化合物、シアン化合物等)	廃強酸、廃クロム、廃アルカリ、 廃酸	○	
		《事業系一般廃棄物》	市の処分場へ出す廃棄物 事業系一般廃棄物・資源リサイクル;廃新聞紙、コピー用紙、軍手、ダンボール、ビン、缶、PETなど	○	
		廃棄物置場の管理(法12条2項、規8条)	「産業廃棄物保管場所」表示	○	
9	市産業廃棄物の適 正な処理に関する 条例(H21. 10. 1 施行)	産業廃棄物管理責任者の選任 委託業者先の実地確認 契約時、及び継続は1回/年以上	産業廃棄物全般	○	
10	土壌汚染対策法	有害物質使用特定施設を廃止する場合は、土地の汚染状況を調査、報告(法3) 但し、その土地を継続使用する場合は、「ただし書きの確認」を申請すれば免除(規12)	電気めっき施設 第2種特定有害物質: 六価クロム化合物、	当期間該当 なし	
11	消防法	浜松市火災予防条例(66条) 少量危険物の貯蔵・取扱いの届出;表示版設置 (指定数量未満、1/5以上)灯油;1KL未満200L以上)	ストーブ用の灯油(200L以下で 使用)	少量危険物 には該当し ない	

No	適用法規等	規制事項・基準及び測定頻度等	該当設備・適用事項等	遵守状況確認 2023年4月1日	備考(△・× に関するコメント等)
12	PRTR法	第1種指定化学物質等取扱事業者(法2⑤、令3,4) (1トン／年以上、特定0.5トン／年以上、従業員21人以上) 第1種指定化学物質(令1、別表1、H21.10.01追加) 特定第1種指定化学物質(令4、ロ) 第2種指定化学物質(令2、別表2、H21.10.01追加) *第1種指定化学物質の排出量などの届出(法5②、規 5,6) *事業者は、物質を譲渡時にMSDSを提供(法14①②、MSDS省令2～6)	クロム及び3価クロム化合物(68)、 6価クロム化合物(69)、ニッケル (231)、ニッケル化合物(232)等 (PRTR購入量調査表参照) 新規購入時MSDSを受領し、 情報として利用	○	
13	毒物及び劇物取締 法	業務上取扱者の届出(届出業者) (法22①② 令41、42、規13の12、規18、別記様式18)電気めつき業などが該当 (非届業者も含む) 毒・劇物物の盗難・紛失・飛散等の防止措置(法11、22④) 毒・劇物の廃棄方法の基準(法15の2)	毒劇物・薬品などを使用して いる。管理方法及び廃棄につ いて順法が必要。法令薬品別 台帳参照	○	
14	エネルギーの使用の 合理化に関する法 律(省エネルギー法)	第2種特定事業者(令2)(2010.04.01から事業者ベース) エネルギー使用量(電力、石油、LNGなど)が原油換算 で1500KL以上3000KL未満／年	静岡、浜松 合計で1500KL以 下	該当なし	
15	フロン排出抑制法	業務用エアコン、冷凍機の整備時・廃棄時(法4条、法19条の3) 工程管理制度(マニフェスト:回収依頼書、委託確認書など)の実施(法19の3① ②) ----- すべての業務用冷凍・空調機器(第1種特定機器)を対象に、簡易点検を実施 (3か月1回以上) 定期点検:エアコン7.5kw以上3年に1回以上	業務用クーラー、クーラー 業務用空調機 冷媒としてフロン使用機器 フロン使用の圧縮機 ----- 簡易点検実施	○	
16	家電リサイクル法	特定家庭用機器(エアコン、TV、冷蔵庫、洗濯機)(法2条令1条) 廃棄時;適切な引渡し・料金支払い(法6条)と管理票受領(法43条)	エアコン、TV、冷蔵庫、洗濯機 ----- 廃棄時に対応	該当なし	
17	静岡県地下水の 採取に関する条 例	条例6条 設備設置届出 揚水量届出(毎年2月末に届出) 「浜松市でも県条例が適用される」	届出平均採取量150m ³ ／日 口径40mm 能力0.2m ³ ／分	○	
18	労働安全衛生法 (労安法) (注意;この一 覧表では、すべ ての労安法関連 の全てをカバー していないので 対応時は法令を 再確認のこと)	衛生管理者の選任(常時50人以上の事業所) (法12条、令4条、規7) 作業環境測定(法65) (令21、別表33、一・二) 特化則関連(特化則 36①) (令21、別表6-2、有機則1二・六)有機則関連	特化則、有機則作業主任者 が必要な作業職場で測定が 必要(業者委託も可能)	○	
		特定化学物質障害予防規則(特化則) 特定化学物質作業主任者の選任(法14、令6 十八、特化則27、別表3) 管理全般(特化則27条～38条)	特化物(別表3)を製造又は 取扱う作業(除く試験研 究)で選任 記録、保存、掲示など規制 あり 「クロム酸等」の測定記録は30 年保存(特化則36) 特別管理物質:「クロム酸等」 の作業場には掲示版を(特 化則38の3)	○	
		有機溶剤中毒予防規則(有機則) 有機溶剤作業主任者の選任(法14、令6 二十二、有機則19、別表6の2、規2,3) 管理と測定(有機則19条～28条)	有機溶剤(別表6の2.5%以 上)を製造又は取扱う屋内 作業場等での作業 (但し許容消費量以上が対 象で適用の除外がある有機 則19、有機則2,3条の1項) 選任、記録、掲示など規制 あり掲示;有機則24,25)	該当なし	
		化学物質等の有害性等の通知制度(SDS通知制度) (法57の2、令18の2、別表9) *提供者は相手方にSDSを通知する (化学物質購入者がSDSを要求するのが良い) *通知されたSDSは、作業者の見やすい 場所に掲示又は備え付けること等により取扱 う労働者に周知する。(法101)	別表9(1%以上)及び別表3 の1の物質(該当物質が多い ので化学物質を購入時、購 入業者にSDSの要否を確認す るが良い)	○	
19	悪臭防止法	浜松市告示153号 臭気指数10以下	-	○	
20	RoHS指令 (SOC4物質) REACH規制	顧客からの要望により対応する。	-	○	

※環境関連法規等の遵守状況の確認及び評価の結果は、環境経営マニュアルに従い環境法規制等一覧表にて実施し、問題はありませんでした。(2021.04.01実施:和久田)

※遵守状況: ○適切 △ 一部は正要 × 是正要 一当期間該当なし 又は 必要に応じ内容を記載する

※違反、訴訟等の有無は、関係機関からの指摘、利害関係者からの訴訟も過去3年間ありませんでした。

8 代表者による全体の評価及び見直し

作成2024年6月28日
代表者：瀧井 貞夫

【活動期間：2023年4月1日 ～2024年3月31日】

1. 全体評価のための個別評価（環境管理責任者による評価も可）

項 目	評 価
環境負荷自己チェック	清水工場：全体的に昨年度より改善傾向に有る。 新ライン稼働準備によりライン稼働に関わる都市ガス（ボイラー）、化学薬品使用量が増加。 井戸のポンプ故障により市水使用量が増加。 浜松工場：全体的に昨年度より改善傾向に有る
環境目標達成状況	・清水工場 達成：6件 未達成：3件 新ライン稼働準備により都市ガス（ボイラー）、化学薬品使用量が増加傾向。 井戸のポンプ故障により市水使用量が増加。 売上高が低い月（5月）の原単位が高くなっている。 ・浜松工場 達成7件 未達成：2件 売上高が低い月（4月）の原単位が高くなっている。
環境活動計画の達成状況	廃棄物の再資源化が出来ている
環境事故・トラブルの有無	
該当環境関連法規等の遵守状況および制定・改廃状況 訴訟・行政指導等の有無	・環境関連法規の遵守は問題なし ・法規制の最新版のチェックを実施 ・過去3年間指導なし
教育・訓練の実施状況	・作業手順書を元に訓練の実施を行っていく。 ・従業員教育（勉強会）を定期的に行う。
外部とのコミュニケーションの状況	・河川清掃 ・会社周辺清掃 ・めっき おしごと体験会を実施 ま・あ・る ・市へSDGs宣言書を提出
規定類、手順書等の関連文書および関連記録の制定改廃の状況	特になし

2. 見直しおよび変更指示

項 目	評 価	変更要否
環境方針	変更なし	変更 ☐ 要 ☒ 否
環境目標	原単位の分母を生産数量から売上高（加工高）に変更。 基準年度を2017年度から2022年度へ変更 廃棄物の単位をtからKgへ変更 電力実排出係数を2017年度0.476kg-CO2/KWHから2022年度0.433kg-CO2/KWHへ変更。	変更 ☒ 要 ☐ 否
環境活動計画	変更なし	変更 ☐ 要 ☒ 否
環境経営マニュアル（システム）	変更なし	変更 ☐ 要 ☒ 否
その他	特になし	変更 ☐ 要 ☐ 否

3. 全体の評価（今年度の評価と次年度への指示を記載する）

全社的には昨年より改善がみられる。 今年度より基準年度を2022年とし、清水と浜松では評価基準が清水は生産個数、浜松では売上高と違っていたが売り上げ高に統一、清水においては新ラインが完成したが、長い間試験運転であったため売上が上がらず水、ガス等の使用料が増加している。 地域貢献として会社周辺の清掃、まある参加等を行った。 今後の課題としては、大型連休により稼働日が少ない月は売上が落ちるが、それでも原単位が上がっているため効率的な稼働を重視する必要がある。
--